

学習者用端末の導入に関する県の基本方針（要旨）

- 令和3年度入学生から、個人所有のキーボード付可動式端末の持ち込みで、生徒1人1台端末を活用した授業を行う。
- 1年生は、学校が示すスペック等を満たす端末を学校に持参する。スマートフォンは活用しない。
 - ※ 本校では、**ChromeOS**を推奨しています。
- 2・3年生は、端末を所有している生徒の持ち込みを許可し、持込端末とスマートフォンの併存で授業を行う。

- ・1年生には、学校が推奨するスペックを満たす端末を購入していただきます。（経済的な事情のある家庭に対し、端末の貸与（住民税非課税世帯）または端末購入費の一部を補助（住民税非課税世帯に準ずる世帯）する制度があります。詳細は学校にお問い合わせください。）
- ・2・3年生は現在所有している端末（スマートフォンを含む）を活用することで代替可能です。（2・3年生で端末の貸与又は購入費一部補助を希望する場合は、学校にご相談ください。）